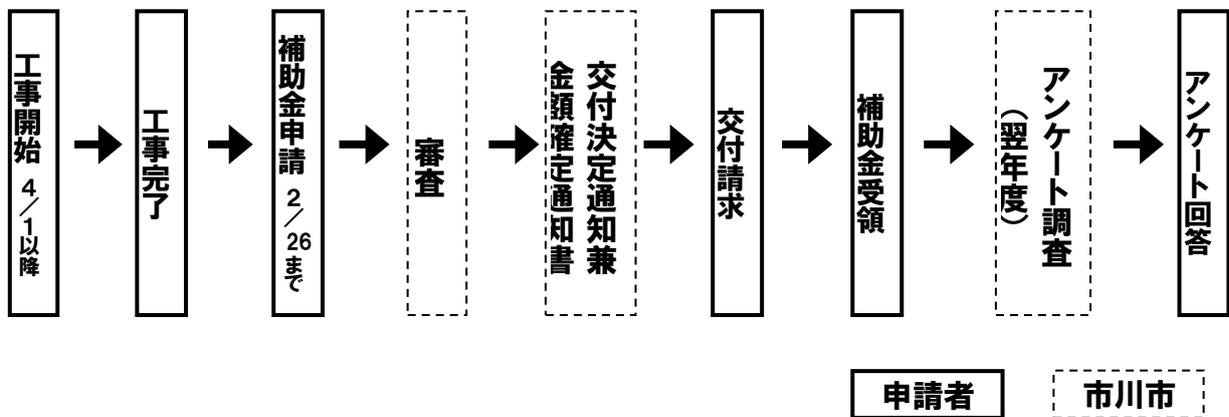


令和2年度
市川市スマートハウス
関連設備設置助成事業
申請の手引き

手続きの流れ



市川市では、家庭における地球温暖化対策を促進するため、太陽光発電設備やエネファームなどのスマートハウス関連設備の設置に対して補助金を交付し、普及に努めています。

市川市 環境部 生活環境整備課

〒272-0033 市川市市川南 2-9-12 市川南仮設庁舎 2 階
TEL: 047-712-6317 FAX: 047-712-6308

1.補助対象住宅（以下すべての項目に該当する方が対象です）

(1) 太陽光発電設備

- ①住宅の建築工事が完了した日の翌日以降に、太陽光発電設備を設置する工事を開始したこと。
- ②エネルギー管理システム（HEMS）*又は、定置用リチウムイオン蓄電システム（補助対象の要件を満たすもの）が設置されていること。
- ③自己の居住の用に供するもの。

※エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの。

住宅の建築工事の完了日は、「検査済証」、「台帳記載事項証明書」、「固定資産税・都市計画税公課証明書」、「納税通知書」のいずれかにより確認します。

(2) 太陽光発電設備以外のスマートハウス関連設備

- ①自己の居住の用に供するもの。

2.補助対象者（以下すべての項目に該当する方が対象です）

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされている方。
- (2) 本市に納付すべき市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない方。
(申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての方)
- (3) 補助対象設備の設置にかかる費用を負担し、当該補助対象設備を所有していること。
→契約書、領収書、電力の契約者(太陽光のみ)を確認します。
- (4) 申請者が住宅の所有者ではない場合、又は共有者がいる場合は、全ての所有者、又は共有者の同意が得られている方。
- (5) 令和2年4月1日以降に設備の設置工事を開始した方で、令和3年2月26日までに、設置工事(設置済の建売住宅を購入する方は住宅の引渡し)を完了し、補助金交付申請書を提出できる方。
- (6) 暴力団および暴力団密接関係者ではないこと。

3. 補助対象設備

住宅用太陽光発電設備※1

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、次に掲げる要件を満たすもののうち、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。

- (1) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。
- (2) 対象設備（既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合にあっては、既存設備分を含めた増設後の設備）を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。

- (3) 太陽電池モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。
- ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの
 - イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
 - ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているもの

※1 太陽光発電設備については、既築住宅に設置する場合で、エネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていることが要件となります。

・補助対象経費

太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他附属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）

太陽熱利用システム

一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（B L部品）として認定を受けたものであって、集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯及び空調に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるものをいう。

・補助対象経費

設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の附属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費及び工事費（据付・配線・配管工事等）

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであって、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。

・補助対象経費

設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費及び工事費（据付・配線・配管工事等）

定置用リチウムイオン蓄電システム

国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであって、リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの。

・補助対象経費

設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）

4.補助金額の計算

補助金は、補助対象設備の種類ごとに、一つの住宅につき、同一の世帯で1回に限り交付します。
(共同住宅は、一戸につき1回限り交付)

(1) 太陽光発電設備

太陽電池モジュールの公称最大出力合計値 1kW(小数点以下第3位を四捨五入)あたり 20,000円。上限は90,000円。

市内事業者施工の場合は、1kWあたり25,000円、上限は112,500円です。

増設又は交換する場合で、過去に補助金の交付を受けた場合は、補助の対象にはなりません。

補助金額計算例(市外業者施工の場合)

出力値 3,065W の場合 $3.07\text{kW} \times 20,000\text{円} = 61,400\text{円}$

(2) 太陽光発電設備以外のスマートハウス関連設備

補助金額は、「補助対象経費から国等の補助申請額を引いた額」が上限額を上回る場合は上限額、下回る場合は「補助対象経費から国等の補助申請額を引いた額」となります。

詳しい計算方法については「様式第1号(その2)」をご覧ください。

① 補助対象経費から国等の補助申請額を引いた額

設備の設置、購入費用 - 国等の補助申請金額

② 上限額

太陽熱利用システム：5万円、家庭用燃料電池システム：5万円、

定置用リチウムイオン蓄電システム：10万円

5.提出書類

設置工事完了後、申請に必要な書類(①～⑥)に、以下の⑦～⑱までの書類を添えて生活環境整備課に申請してください。郵送での申請も可能です。

※受付時間 9:00～11:30、13:00～17:00(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く)

(1) ダウンロードする様式 記入例あり

- ① 申請書(様式第1号その1)※日付は未記入、金額の訂正はできません
- ② 工事請負費の内訳(様式第1号その2)※金額の訂正はできません
- ③ 補助対象設備等の概要(様式第1号その3)
- ④ チェックシート
- ⑤ 同意書(様式第2号)※賃貸住宅の場合、住宅の所有者が申請者でない場合、申請者との共同名義になっている場合
- ⑥ 請求書(様式第4号)※日付、金額は未記入

(2) 添付資料

- ⑦ 賃貸住宅の賃貸借契約書のコピー※賃貸住宅の場合
- ⑧ 工事請負契約書等のコピー※新築・既設住宅の場合
又は、太陽光を除くスマートハウス関連設備付き住宅の売買契約書のコピー※システム付き住宅の場合
※契約者両者の印、契約内容にスマートハウス関連設備が記載されているもの(見積書等)が必要
※変更契約を行い、補助対象設備に関する金額が変更になった場合、変更契約書も必要
(内訳も同様)
※注文書、請書に分かれている場合はどちらも必要

- ⑨ 金額の内訳がわかるもの
内訳(見積書等)を添付して下さい。様式第1号(その2)の金額を確認します。
注文住宅など、設備設置以外の費用ある場合は、全体の内訳がわかる書類が必要です。
- ⑩ カタログのコピー
型式、形状、公称最大出力など補助対象設備の要件が確認できる書類
- ⑪ 太陽光のみ
- 出力対比表
 - 特定契約を締結したことが分かる書類(下記のうちどれかひとつ)
 - ・「特定契約締結完了のお知らせ」(メール)の写し
 - ・「落成受付完了のお知らせ」(メール)の写し
 - ・「系統連系完了のお知らせ」(メール)の写し
 - ・「受給契約申込受付サービス」の申込詳細情報の画面の写し
 - ・「購入実績お知らせサービス」の画面の写し
 - ・「特定契約のご案内」**※メールの宛先が申請者でない場合は、「接続契約のご案内」も必要です。**
 - モジュールの設置位置及び枚数が確認できる図面
 - 単線結線図またはシステム系統図**※二世帯住宅、店舗共用住宅、共同住宅、システム増設、パワコンが複数ある場合**
発電した電気が設置された住宅で消費され、余剰の電力を売電していることが確認できる図面
 - 市内事業者施工の場合は、市に法人登録をしていることを証する書類(法人市民税の住所証明書)
 - 太陽光発電設備設置工事開始前に建築工事が完了していることがわかる書類
(下記のうちどれかひとつ)
 - ・検査済証(検査日、交付日が設置工事の着工前の日付であること)
 - ・台帳記載事項証明書(検査日、交付日が設置工事の着工前の日付であること)
 - ・固定資産税・都市計画税公課証明書
 - ・納税通知書(家屋の課税明細書添付)
 - HEMS 又は蓄電池の仕様が分かる書類(カタログ、取扱説明書など、補助の要件が確認できるもの)
<HEMS の要件>
住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置(コントローラ等)が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの。
- ⑫ 国等の補助金額がわかるもの
(「申込受理・交付決定通知書」の写し又は「補助金の額の確定通知書」の写し等)
※エネファーム・蓄電池で国等の補助金を受ける場合
- ⑬ 設置工事の領収書のコピー(宛名が申請者のフルネームになっていること)
※領収金額にスマートハウス関連設備以外の工事が含まれる場合、スマートハウス関連設備の設置工事等の金額を付記してください。コピーへの付記でもかまいません
※エネファームの場合は、⑫国補助金の申込受理・交付決定通知書でも可
※クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類(支払い証明書)」が必要
- ⑭ 未使用であることを確認できる書類
- ・メーカー発行の保証書
 - ・メーカー発行の出荷証明書
 - ・メーカー発行の出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)
 - ※太陽光の場合はパワーコンディショナーも必要**
 - ※エネファームの場合は、⑫国補助金の申込受理・交付決定通知書でも可**

- ⑮ 写真(カラー) すべての写真に撮影日を印字して下さい。印字できない場合は、記入して下さい。

○太陽光

ア)モジュールを設置した屋根面等(設置場所全て)

設置屋根面写真が1枚に収まらない場合は、複数枚に分けてすべてのモジュールを撮影
イ)パワーコンディショナー(2種類)

・外観が確認できるもの ・銘板(型式、製造番号がわかるもの)

ウ)電力量計(電力計の外観が確認でき、設置した壁面等がわかるもの)

エ)HEMS 又は蓄電池の設置状況が分かるもの

機器のみではなく、設置されている場所が分かるように、設置場所周辺も含めてください。

HEMS は、構成機器すべての写真(測定機器、制御機器、表示装置)が必要です。

オ)HEMS 又は蓄電池の銘板(システムの型式、製造番号等が確認できるもの)

カ)建物全体

周囲の家や構造物を含めてください。設備が写っている必要はありません。

足場、車等がなく、全体が分かるように撮影して下さい。

○太陽光以外

エ)スマートハウス関連設備の設置状況が分かるもの

機器のみではなく、設置されている場所が分かるように、設置場所周辺も含めてください。

オ)銘板(システムの型式、製造番号等が確認できるもの)

カ)建物全体

周囲の家や構造物を含めてください。設備が写っている必要はありません。

足場、車等がなく(建設中の状態ではないこと)、全体が見えるように撮影して下さい。

- ⑯ 住民票の写し

※申請書「様式第1号(その1)」の同意により省略できます

- ⑰ 市川市が課した市民税の納税証明書(過去5年度分)と

市川市が課した固定資産税・都市計画税の納税証明書(過去5年度分)

申請者及び申請者と同一の世帯に属する方について、すべて提出して下さい。

課税されていない場合は、非課税証明書が必要です。

※どちらも申請書「様式第1号(その1)」の同意により省略できます

- ⑱ 地図

住宅の位置、接続道路、区画、町名等が詳細に分かるもの(住宅地図など)

新築の場合は、周辺を含む建物の形、道路が分かるように記載してください。

○申請書を提出していただいた 2~3 週間後に、交付可否決定通知書兼補助金額確定通知書を送付します。

申請時に請求書を提出しなかった場合は、通知書が届いてから請求書を提出してください。

6.提出期限

申請書の提出

令和2年4月1日から令和3年2月26日17時(必着)まで

※受付は先着順です。期限前に予算額に達した場合はその時点で終了します。

※交付件数等は市川市公式 Web で確認できます。

※2月下旬は受付が大変混雑しますので、早めに提出してください。

請求書の提出

申請時に提出しなかった場合は、令和3年3月5日(必着)まで

※請求書は、日付、金額を記入せずに、申請時に提出してください

7.注意事項

- ◆ 申請書類、請求書には朱肉を使った印鑑を使用してください。
- ◆ 書類の記述訂正には、申請者の訂正印が必要となります。(申請書等で使用した印と同じもの)
- ◆ 金額の訂正はできません。金額を間違えた場合は書き直して下さい。
- ◆ 消せるボールペンは使用しないでください。
- ◆ 提出前に、「申請者」、「工事の契約者」、「電気事業者との契約者」、「領収書の宛名」、「保証書の宛名」が同一であることを確認して下さい。なお、自ら居住する住宅に設備を設置した方が対象となりますので、名前が異なる場合は補助金を交付できません。
- ◆ 設置工事の内容等により、上記以外の書類の提出を求める場合がありますので、期限日に余裕を持って提出してください。
- ◆ 2月下旬は受付が大変混み合います。
- ◆ 予算がなくなり次第終了となりますので、早めの申請をお願いします。
- ◆ 代行者による書類の持参や郵送での申請も可能です。郵送の場合は期限日必着です。代行者の氏名、連絡先等を「工事請負費の内訳」(様式第1号(その2))に記載してください。
- ◆ 記載事項や添付書類に不備があった場合、書類の訂正や再提出が必要となります。
- ◆ 申請日は、添付書類を含めた全書類を、市川市が受付をした日となります。
- ◆ 申請期限を厳守してください。
- ◆ 法定耐用年数を経過するまでは、承認を受けた場合を除き、設備等の譲渡、処分はできません。承認を受けて譲渡、処分した際に収入があった場合は、補助金を返却していただきます。

申請書類

市川市公式 Web サイトからダウンロードできます。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/env01/1111000130.html>

暮らしの情報>自然・環境・緑化>環境>地球環境(地球温暖化対策)
>令和2年度 市川市スマートハウス関連設備設置助成制度